

仲長統の農園構想：その思想的特色

邊土名, 朝邦
西南学院大学

<https://doi.org/10.15017/18132>

出版情報：中国哲学論集. 18, pp.19-37, 1992-10-10. 九州大学中国哲学研究会
バージョン：
権利関係：

仲長統の農園構想

— その思想的特色 —

邊土名 朝 邦

はじめに

『三国志』魏志卷二一の「劉劭伝」の裴松之注に繆襲（一八五—二四五）の「統昌言表」（仲長統の「昌言」をたてまつる表）が引用されている。これは仲長統（一八〇—二二〇）の生涯の事跡を考える場合、われわれが最も据べき資料の一つである。その中で繆襲は若い頃の仲長統の性行について、大司農の常林が彼に語った話を記している。かつて常林は統とともに上党郡に居したことがあった。常林は統を評している。

統の性、倜儻にして敢えて直言し、小節を矜たっとばず。列郡の命召する毎ごとに輒ち疾を称して就かず。黙語常無く時人或いは之を狂と謂えり。

范曄（三九八—四四五）の『後漢書』の仲長統伝（列伝三九）はこの部分を若干異同はあるがほぼそのまま襲っている。『後漢書』では、「倜儻」を「倨儻」に、「狂」を「狂生」に作っている。「倜儻」「倨儻」、いずれにせよ物事に拘束されぬことの形容であり、「狂」「狂生」の時人の評語とも重なって常軌を逸した自由奔放な人となりが先ずうかがわれる。

仲長統は二十余歳の時、青・徐・并・冀の華北各州を遊学し、一時、袁紹の外甥の并州刺史高幹の下に身を寄せたことがある。その折、統は高幹に対して「君は雄志有れども雄才無し。士を好んで人を扱ふこと能わず。君が為に深く戒むる所以なり」とその行動を慎むように忠告したが、自ら多とする高幹はその言を聞きいれなかった。統は遂に高幹の下を去った。果して、幾くもなくして高幹は曹操に叛き敗死してしまう（建安二〇—二一年）。并・冀の知識

人は皆、統の人物鑑識のたしかさを異としたという。

高幹の下を去った仲長統は、後に、猷帝が許に在る時尚書令の荀彧に見出され尚書郎に推挙された。建安一七年（二二二）に荀彧は曹操によって自殺におこまれるが、統は荀彧の死後、曹操の軍事に参与し、尚書郎に復職して、延康元年（二二〇）、すなわち猷帝が帝位を魏文帝曹丕に禅譲した年に四十余歳（『後漢書』では四十一歳）で卒した。『後漢書』では、統が荀彧に見出される前の、「州郡の命召する毎に輒ち疾を称して就かず」、しばらく野に在ったその時期、統は常に

凡そ帝王に遊ぶ者は、以て身を立て名を揚げんと欲する耳。而れども名は常には存せず。人生は滅び易し、優游偃仰して以て自ら娛しむ可し。

と考へ、「清曠に卜居して以て其の志を楽まんと欲し」た。かくしてその志意と構想を一篇の文で論じ詩二首にうたったという。その一文が後世『古文真宝後集』等に収載され、「楽志論」と通称されたものである。（拙論でも他に適当な呼称がないので、この通称を踏襲する）いわゆる「楽志論」は、従って『後漢書』の記述を信じる限り、仲長統の二十代後半の作ということになる。

ところで、仲長統の思想については、今日の伝わる彼の主著『昌言』の残篇を通しての研究が進められ、日本中国両国において、相当の成果があがっている。しかしながら、「楽志論」を通して彼の思想を検討することは必ずしも十分になされていない。勿論、仲長統に関する研究論文の多くはそれなりに「楽志論」について言及しているが、専論となると管見の及ぶかぎりでは見当らない。そこで、今回はこの「楽志論」をとりあげて、仲長統の農園構想を内容的に検討し、それは当時の社会状況の中でどのような位置づけができるのか、さらにその思想的特色を探り、それのもつ思想的意義について、いささか卑見をまとめてみたい。

一

いわゆる「楽志論」は全体を通読すると、大きく分けて二段から構成されていると思う。その前段は次の部分であ

る。

居をして良田広宅有らしめ、山を背にして流れに臨み、溝池環匝し、竹木周布し、場圃前に築き、果園後に樹う。舟車は以て歩渉の難に代うるに足り使令は以て四体の役を息むるに足れり。親を養うに兼珍の膳有り。妻孥は身を苦しむるの勞無し。良朋萃まり止まれば、則ち酒肴を陳ねて以て之を娛しむ。嘉時吉日には則ち羔豚を烹、以て之を奉ず。

ここでは、官界をすて田園に居を定めた場合、そこでどのような生活を営むかということがらの、物質的、生産的側面が語られている。その農園生活の描写は主要な事象が点綴されているだけで、必ずしも網羅的なものではないけれども、われわれはその描写を、例えば崔寔の『四民月令』などと照らし合わせることで、仲長統の農園経営とそこの生活の構想内容をかかなりな程度具体的に理解することができる。

肥沃な田畑、広い居宅。田宅の前を川が流れ、背後に山がひかえている。仲長統の農園は彼が一時居住んでいた華北地方、もしくは彼の故郷である山陽高平（山東省）を念頭において仮想されていたのだろう。『四民月令』も同じ華北の農事を記している。田宅をめぐって溝池が設置されていて生活用水と田畑への灌漑用水が供給される。溝池には魚鼈の類が養殖されている。田宅の周圃には竹や種々の木（『四民月令』には、楡・梓・桐・桑・漆・柏などが挙げられている）が植えられ、器物の用材、あるいは薪炭材を産出した。家の南側には春夏には蔬菜園となり、秋冬の收穫時にはつき固めて脱穀場とする場圃がある。（詩経豳風七月の毛伝と鄭注を参照）さらに舟や車（輶車）を所有して他の地域と往來交易に用いる。また「使令」がいて主人及び家族の耕作・家事・紡織その他の労働を全て代ってやってくれる。ここにいう「使令」は、奴婢かあるいは傭作であろう。「以て四体の役を息むに足れり」とい「妻孥は身を苦しむるの勞無し」という程であるからそれ相当の人数の「使令」が労働に従事していたことになる。『四民月令』では、布を織る紅女、酒を醸す典饋、衣服をつくる縫人、養蚕に従事する蚕妾、耕作を指揮する田者などが挙げられている。だとすれば、「使令」にある程度の労働分担があったかも知れない。農園内では豚・羊などの畜産もいと生まれ、親への兼珍の膳、友人をもてなす酒肴、吉日祭時の料理などの自給が可能だとされている。

後漢末、黄巾の乱（一八四）董卓の乱（一八九）などの一連の戦乱によって社会混乱は深刻な情況にあった。例え

ばいみじくも仲長統が「名都空しくして居らず。百里絶えて民無き者は勝て数う可らず」「此れ、則ち又た亡新の時より甚し」（以上『昌言』理乱篇）と慨嘆するように、都市は壊滅的な打撃をうけた。董卓の乱時、長安は盜賊横行し、「穀一斛五十万、豆麦二十万。人相い食啖し白骨委積」（『後漢書』卷一〇二董卓伝）する慘憺たる有様で、穀価は興平元年（一九四）の時点でも、処によっては依然として一斛五十余万銭（『三国志』魏志、武帝紀）であった。農村も荒廃し、『後漢書』『三国志』の到る処にわれわれは盜賊による劫略の例を見出す。かかる社会混乱の中で農産物の生産も停滞し、又農産物の流通交易も廃絶されていくと、農園経営は必然的に自給自足の体制をとらざるを得ない。『四民月令』を通読すると、農園では穀物・蔬菜・果樹の殖産以外にも、紡績・染色・機織・酒・酢・醬・麴・油の製造、菓子・の製造、製菓、塙や倉の補修、弓弩の整備と盜賊にそなえての射撃訓練、さらには子弟の教育、祖先の祭祀、宗族間の親睦、朋友との交際、そうして穀物その他の生産物の売買行為と、こと細かく一年十二ヶ月それぞれの月曆に配せられている。こうした項目はおそらく仲長統の構想する農園においても該当すると思われる。仲長統の農園は決して空漠たる幻想であつたのではない。彼が農事に関して実践的な関心をもつていたことは、例えば、北魏の賈思勱の『齊民要術』の序に引用する彼の次の言辞によって明らかである。

○叢林の下も倉庾の坻を為し、魚鼈の堀も耕稼の場を為すと者、此れ君長の用心する所なり。是を以て大公封ぜられて斥鹵に嘉穀を播き、鄭・白成りて閔中飢年無し。蓋し魚鼈を食いて藪沢の形見る可く、草木を觀て肥塹の勢知る可し。

○稼穡修まらず桑果茂らず、畜産の肥えざるは之を鞭つても可なり。柵落完からず、垣牆牢ならず、掃除淨からざるは之を笞つても可なり。

ここでは農民の農事への精勤ぶりを判断するのに、作物の植え付けと取り入れ、養蚕のための桑、果樹の栽培、畜産、田宅をとり巻く生垣や土塙の補修（これは野獸、盜賊への防禦）と具体的細目まで目配りがなされておられ、「魚やすっぽんを食べてみれば藪沢の状態が判るし、草木を觀れば土地の肥瘠の程度を知ることができる」という彼の言葉で、その農事への実際知識がかなりなものだと推測されるのである。（『三国志』の常林伝によると、常林が上党郡に移住し農事に従事した折り、他家が不作なのに彼だけが收穫があり、産物を近隣に分け与えたとの記

述がある。仲長統の農園構想には常林の影響があるのかも分からない。）

「楽志論」の後段では、先ず田園での農耕の余暇における野外活動が語られる。

畦苑に蹻蹻し、平林に遊戯し、清水に濯い涼風を追い、遊鯉を釣り高鴻を弋す。舞雩の下に諷い、詠じて高堂の上
に帰る。

手入れの行き届いた畑や庭園を散策し、清水に手足をあらひ涼風をとり、藪沢山林をめぐって釣魚田獵する。「舞雩の下に諷い」云々は、言うまでもなく、『論語』先進十一の曾点の言「暮春には春服既に成り、冠者五六人、童子七六人、沂に浴し、舞雩に風して、詠じて帰らん」をふまえている。だとすれば、その野外の散策には時として身内の若者もしくは門生が随伴していたことになる。

次に仲長統は以上見てきたような農園経営及びそこでの物質生活と相表裏する精神的な生活についてその所志を述べ、それが実に老莊思想と養生術によって支えられていることを表明する。

神を閨房に安んじて老氏の玄虚を思い、清和を呼吸して至人の彷彿たるを求む。達者数子と道を論じ書を講じ、二儀に俯仰し人物を錯綜す。南風の雅操を弾じ清商の妙曲を発し、一世の上に逍遙し、天地の間を睥睨し、当時の責を受けず、永く性命の期を保たん。是の如くなれば則ち以て霄漢を凌ぎて、宇宙の外に出づ可し。豈帝王の門に入るを羨まんや。

奥深い寝室で精神を安静に保ち、老子の説く玄虚へ心をよせ、導引の養生術を實踐して至人の境地に近づこうとする。また道理を理解する友人数名と、読書講論し、天地陰陽のはたらき、古今の人物についての談話に一時を過す。さらには音楽の楽しみ。こうしたゆたかで閑雅な精神生活は全く政治とは関係のないものである。「一世の上に逍遙し、天地の間を睥睨し、当時の責を受けず、永く性命の期を保たん」との表現に国家の干渉を排し世俗的拘束から解放された逍遙自在への希求が強調されている。「永保性命之期」とは、従ってかかる凌霄の志の比喩的表現であって、文字通り永生を期すという意味ではないだろう。しかし彼が養生術を信仰していたことは確実である。『抱朴子』内篇の至理篇に『昌言』を引いているが、それに据れば、氣息を全身にめぐらす行氣の実践者の効験例を目撃して、その

実践によって、腹もへらず病氣にもかからず、長生が可能だと信じていた。さらにその中で、彼がかく養生術を信じつつもそれが己れにできないのは「心を以て世務に馳せ、思い人事に鋭き」がため、つまり政治や人事への世俗的関係が強すぎるためではないかと自省していたことが記せられている。

二

「楽志論」の前段でいう「良田広宅」とは一体どれくらいの規模であろうか。仲長統の農園経営は構想のみに終り実現しなかったが、当時、つまり後漢の時代において現実に行なった農園経営が可能であったのであろうか。又、当時の社会構造において、農園経営はどのような意味をもつものであったのか。

農園経営ということで、我々がまず想起する有名な事例は、河南省南陽郡湖陽県の樊重である。彼は光武帝劉秀の母方の祖父である。『後漢書』卷六二によれば、樊家は代々農業に務め、貨殖を好んだ。父、子、孫三代同居し財産を共有した。その莊園の経営の仕方は全く無駄がなかった。「童隸」をそれぞれの能力に応じて分業体制で使役したので、皆力をあわせて働き財産は倍加した。開墾によって三〇〇余頃（一三五〇ヘクタール相当）の耕作地を得た。その建てた廬舎はいずれも部屋がいくつもあり高閣であった。さらに莊園内に「陂渠灌注」し、

池魚牧畜求むること有れば必ず給す。嘗て器物を作らんと欲す。先ず梓漆を種う。時人之を嗤う。然れども積むに歳月を以てして皆其の用を得。向の笑いし者戚求め焉に仮る。貲巨万に至る。

樊重は八十歳余で亡くなったが、その時農民への貸付金は数百万銭になっていた。亡くなるに当って子供たちに遺令として借用証の木簡を燃やしたり削ったりさせた。北魏の酈道元の『水経注』の比水注にも樊重の莊園経営の様が記されている。

能く田を治め、殖して三百頃に至る。広く廬舎を起し高樓閣を連ね、波陂灌注し、竹木林を成し、六畜放牧し、魚羸梨果、檀棘桑麻、門を閉して市を成す。兵弩器械、資百万に至る。其の興工造作、無窮の功を為す、巧言う可らず。富、封君に擬す。

樊重の農園経営は豪族のそのの典型例ともすべきであり、その田宅は莊園と称すべき広大な規模である。「有求必給」「閉門成市」の語が示すように、稼穡、牧畜、器物製造を包括した自給自足体制で、注目すべきことに金貸業も営んでいる。豪族の大規模な莊園経営の例として、他にも光武帝の皇后陰麗華の里方の陰氏の莊園がある。陰氏も南陽の豪族で「子弟、宗族賓客が四千人、田畑は七〇〇頃」と記録されている。南陽の豪族以外にも例えば京兆下邳の王丹のように「家千金を累し隱居して志を養い施を好んで急を周う」（『後漢書』卷五七）顕姓もいた。戦乱、政情の混乱、生産流通の閉塞化が強宗右姓の埤田とその莊園経営の規模の拡大を促したのであるが、一面において、それは中央の官界で志を得ず、ひとまず田園に退避し、一族の保安維持をはかるとともに、その財力を温存強化し、機会をみて勢力の伸長をすすめていく基盤でもあったのである。安定郡烏氏（甘肅省）の大姓梁統の子梁竦（？—一八三）は、明帝の永平四年（六一）に、兄に連坐して九真に徙され、後赦されて本郡に帰るが、彼は、

鬱々として意を得ず。嘗て高きに登り遠望し歎息して言いて曰く、「大丈夫世に居るや生きては当に封侯たるべく、死しては当に廟食すべし。如し其れ然らずんば閉居して以て志を養うべし。詩書は以て自ら娛しむに足る。州郡の職は徒らに人を勞する耳。」（『後漢書』卷六四）

と、朝廷からたびたび辟命があつたが就かず、門を閉じて聖籍に親しみ数篇の書を著した。ここに引いた彼の言は、埤田閉居に際して豪族がどのような感懐を抱いていたかを具体的に見る好例である。梁竦の価値観念において、州郡の職よりも莊園での読書著述の方が高い価値を与えられている。莊園がたんに退避の場としてでなく、公的な官僚生活から自立した、樂しむに足る生活をおくる場として肯定されている。読書著述に専念できる埤田閉居の生活を保障するのは、名族梁氏を支えるのに充分な莊園とその生産力であろうが、梁竦には全くその方面についての言及がない。それは彼には莊園経営それ自体はまだ積極的に価値あるものと認識されていなかったからであろう。

ところで、仲長統は、当時の豪族の強大化、その莊園経営に対して『昌言』理乱篇で痛烈な批判を加えている。

豪人の室、棟を連ぬること数百、膏田野に満ち、奴婢千群、徒の附するものは万もつて計う。船車もつて買販し四方を周る。廢居し、積貯都城に満つ。琦賂宝貨は巨室も容るる能わず。馬牛羊豚は山谷も受くる能わず。妖童美妾は綺室に填ち、倡謳妓樂深堂に列れり。賓客は見んことを待ちて敢えて去らず。車騎交錯して敢えて進まず。三

牲の肉臭つて食う可らず。清醇の酎敗れて飲む可らず。睥睨するときは則ち人其の目の視る所に従い、喜怒するときは則ち其の心の慮る所に随う。〔『後漢書』列伝三九〕

広大な田宅、奴婢、徒附（客作・傭作）の数、商販行為、穀物の投機的売買による貨殖、その驕奢な生活、さらには豪族に追従して利を求める賓客など、克明にその実態が発かれています。崔寔もまた『政論』の中で、豪族が鉅億の資産と封君の土にひとしい所有地をもち、「苞苴を行ひ以て執政を亂し、劍客を養いて黔首を威かす。専ら不辜を殺し、市死の子無しと号し、下戸（貧農）はその前に「躡躡し、足を踏つ所無し。乃ち父子は首を低れ、宮人は奴のごとく事え、躬ら妻孥を帥い、之が為に服す」とその郷曲に武断する様が非難されている。仲長統は『政論』を「凡そ人主為るもの、宜しく一通を写して之を坐の側に置くべし」（『後漢書』卷八二）と高く評価しており、その豪族批判には崔寔の影響が色濃い。豪族の強大化は実は自耕農民の没落と無関係ではなかった。

『昌言』の理乱篇に「漢興りて以来、相与に同じく編戸齊民と為る」の語がみえるが、この語ほど漢代の支配体制の原則を端的に物語るものはない。つまり漢代に生れた人間は全て戸籍に登録され、皇帝一人に対して齊民―平等に人民として支配されるということである。齊民は所謂四民（士農工商）で構成されるが、その大部分を占めるのは農民であった。周知のように、前漢の晁錯（？―B.C.一五四）は典型的な自耕農民の一家族を五口とし、その耕作地は一〇〇畝（約四・五ヘクタール）に過ぎず、收穫高は一〇〇石に過ぎないと言う。〔『漢書』食貨志〕。しかしこの数字は孟子以来の田一〇〇畝、宅五畝の井田制的発想をそのまま受け継いでいるのであって、実態はそうではなかったと思う。例えば梁方仲の『中国歴代戸口、田地、田賦統計』（上海人民出版社）正編甲表一、によれば、後漢の一般的自耕農民の耕作地面積は約七二・九畝となり、一戸平均人口は五・三人前後となる。これによっても、一戸一〇〇畝に満たない。一九七三年に発現された前漢前期のとされる湖北省の鳳凰山十号漢墓竹簡によれば、江陵鳳凰山地区の十九戸の農家について言えば、最も多い耕作地面積でも五四畝にすぎず最少になると八畝であり、各戸平均二四・六畝である。因みに一戸の平均口数は四・七人である。今この竹簡から二戸を具体的にとりあげてみると、例えば勝という名の戸主の家の場合、全家族人口が五人で、労働力が三人、占地畝数が五四畝である。それに対して、野なる人物の家の場合は、全家族人口が八人で労働力が四人。占地畝数が一五畝である。後漢につくられた四川郫県犀浦簿書碑に

は戸数、口数の記録がなく、ただ耕作地面積のみが記されている。それによれば、田八畝、田三〇畝、田頃五〇畝、田八〇畝、田九十畝、田二頃六〇畝、田頃三〇畝、田三八畝などが記録されている。一九三〇年に発見された前漢後半期を主とする居延漢簡の中に、一般民として最高位の公乘の爵をもつ礼忠なる人物の財産申告の記録があるが、彼は田五頃宅一区を所有している。これは一般民としては上位にランクづけられる所有面積であろう。以上の諸例から、自耕農民の中にも、富農、中農、零細な貧農と階層分化が著しかったことが判る。いずれにせよ、田一〇〇畝宅五畝の自耕農民は一種の理想像に過ぎないことは、これで明確であろう。実際の自耕農民の耕地面積は一戸で二〇から三〇、多くて四、五〇畝前後であったのではないか。かかる自耕農民は常に没落の危険にさらされていた。晁錯がすでに言及しているように、洪水旱魃による凶作。さらに人民には、田租、算賦・口賦とよばれる人頭税、算訾（財産税）が課税され、一定期間の徭役や兵役の義務もあった。田租以外は貨幣納であったため、豊作の時は穀物を安く買いたたかれ凶作の時には税金をおさめるために高利で借り入れる。その借金の返済のために耕作地や宅地を売却し、果ては子や孫を奴婢に売りとばす有様であった。（以上『漢書』食貨志参照）。後漢に至ると、盜賊兇荒ごもごも起り、それに飢饉、軍旅が加わり、税の徴収がほしのままに行われ、農民は、「徭役並び起りて農桑業を失い、兆民昊天に呼嗟し貧窮溝壑に転死す」（『昌言』損益篇）る状況で悲惨さはいっそう増していった。かかる中で豪族は農民に穀物か金をを貸し付け、その返済として農民の田宅を併呑し莊園を肥大化させていった。没落した農民は豪族から耕地を借りる（分田）か、もしくは莊園内に依付して豪族に驅使されるかの傾向が後漢では顕著となっていた。仲長統はこうした豪族の強大化とその奢侈生活による風俗混乱を憂え、

今、大平の紀綱を張り、至化の基趾を立て民財の農寡を斉しくし、風俗の奢侈を正さんと欲すれば、井田に非ざれば実に由る莫き也。（『昌言』損益篇）

と、編戸齊民の体制を維持するには、井田制を復活し、「夫の田を限り以て并兼を断ず」べしと主張する。限田政策は、董仲舒以来、前漢末の太師馬師丹、王莽らによって提案実現がはかられたが失敗。後漢に至っては班固・何休らに既に限田政策の具体案としての井田制復活が提唱されている。後漢末になると、崔寔が「昔者、聖王井田の制を立て、耕耦の地を分口し、各の相い副適い、人をして飢飽偏せず、劳逸齊均くし、富者も僭差するに足らず、貧者も企

慕する所無からし」(『政論』)めたと、井田制こそ理想の田制だとする。仲長統と同時代の司馬朗(一七〇—二一七)もまた井田制を復活すべきだと言う。その理由として、以前には人民がそれぞれの家代々の資産を有し、途中でそれを取り上げるのは難しかったが、現在は、「大乱の後を承け、民人分散し、土業に主無し。皆、公田と為^な」っているので、「宜しく此の時に及んで、之を復すべし」(『三國志』魏志卷一五)と。かかる情況認識は全く仲長統も同じで、「今者、土広く民稀に中地墾^{ひら}かれ」ていないので、「其の地に草有る者」を官田となし、「力、農事に堪^たえ」る者に耕作を許し、大家(豪族)には土地所有を制限してその姦をなすのを予め禁すべきだと主張している。(以上『昌言』損益篇)

任継愈主編の『中国哲学史』(第二冊 人民出版社 一九七九年版)では、仲長統は中小地主階層であったとする(一四三ページ)。これは仲長統が豪族を批判していることから導き出した判断であって、何らかの明証できる資料が存するのではないが、但だ「楽志論」に描かれる農園の規模は樊重や陰氏のような豪族の数百頃の莊園に比べたらかなり小規模なように思う。数頃から十数頃の規模でないかと推測する。前漢の武帝は建元三年春に陵に徙る者に戸ごとに錢二十万、田二頃を賜っている(『漢書』卷六武帝紀)。周知のように、後漢の光武帝は投降した赤眉の諸將に田二頃宅一区を与えて洛陽にその家族ともども住まわしている(『後漢書』卷一一劉盆子伝)。樊重は外孫の何氏兄弟が財を争っているのを恥じ「田二頃を」与え「其の忿訟を解」いている(『後漢書』卷三二)。これらによると、田地二頃というのは、士人の一家族が相應に暮せる標準的な面積であったようである。ところが後漢末から魏初にかけて京兆尹や郡県の長官を歴任した楊沛の例をみると、必ずしもその広さで十分であったとは言えない。彼は晩年河南省の管轄下にある荒田二頃を得てそこに瓜牛廬を建てて生活したが妻子は飢寒に苦しんだという(『三國志』魏志卷一五注)。田地の肥瘠も考えねばならないが、二頃では「養親有兼珍之膳」の余裕はなからう。蕭統の「陶淵明伝」によれば、淵明が彭沢令の時に使用できた公田は三頃であった。前述の公乘の礼忠は田地五頃を有していたが、外に、小奴二人大婢二人、駟車一乘、馬五匹、牛車二両、牛二匹の家産があった。こう見えてくると、仲長統の描く農園は、少く見積って数頃の田宅、数人の使令を想定すれば、妻子を飢寒にあわせることもなく、その志を楽しむことが可能だったのではないか。

「楽志論」に立ち返ってその農園の生産基盤について述べた処を再読してみると、それは本質的には樊重の荘園経営とほとんど変わらないのではないかと思う。後漢末の戦乱と社会経済の閉塞した中で、仲長統の構想する農園を實際に経営した場合、その農園を維持するためには余剰生産物を売り、必要な物資を購入する商業行為も使令をつかつて行わざるを得ず、また完全に地域社会から孤立して閉鎖的に農園を経営することは無理であり、県令や郡太守、また郷曲の豪族との交流も良好に保たねばならないし、盗賊への防備も講ぜねばならないだろう。こうした状勢を考えると、農園の理想的な経営を追求していけば、その規模は自ずから豪族的な荘園形態に接近してくるのである。従って、豪族の荘園経営を批判し、井田制下の自耕農民を理想としつつ、他方国家の干渉と責任から解放された農園での優游偃仰の生活を説く彼の考え方には明らかに自己矛盾があると言わざるをえない。

三

現実の政治情況や官界に失望し、帰郷して自ら農耕に従事しその志を達せんとしたのは何も仲長統一人のみに見られる希求ではない。「逸民伝」や「独行伝」ばかりでなく、『後漢書』の列伝の至る処に帰田閉居を希求するのみに止らずそれを実践する人物を見出すことができる。王莽末期、後漢後期の党錮の獄以後、さらには後漢末期の戦乱と社会混乱、後漢一代を通じて、帰田閉居も巻懐の行動の一つとして知識人の典型的な処世方法であった。従って「楽志論」の農園構想とそこでの精神生活の構想も孤立的に生じたのでなく、かかるウィジョンを醸成する精神的系脈は確かに存した。我々は、その代表的先駆者として、馮衍と張衡を挙げることができる。

馮衍（ca 117-76）は『後漢書』の本伝によれば京兆杜陵の人で曾祖父が馮奉世という名族の出である。王莽滅亡の後四方に流落して更始帝劉玄に仕える。やがて光武帝が抬頭し更始帝に仕えていた武將も情勢が不利だと見るや光武帝の下に降って来たが、馮衍は最後まで光武帝に敵対したので帝の心証すこぶる悪く、他の降將田邑や鮑永などがそれぞれ抜擢されたのに衍のみ疎外され、久しく小官に棲遅し懐う所を舒ぶるを得ず、上疏も採用されなかった。『後漢書』によれば衍が外戚の陰興や陰識と格別に親密な関係にあったのでそれも災いしたと言う。光武帝は前漢の

外戚賓客の禍に懲り、故に法を以て彼等を抑圧した。そのため術も罪を得たが、詔有つて赦された。しかし術はこれをもって官界に絶望し、遂に辞して故居に帰る決意をし、「頭志賦」をつくつて自らを励ました。その「自論」で彼は老子の三九章の言をかりて「大人の徳は碌碌たること玉の如く、落落たること石の如からず」と世俗の貴賤の評価から超越し、無為なる「道と与に翱翔し、時と与に変化す。豈一節を守らん哉」と、自らを世間的節義の拘泥から解き放つことを表明する。かくして、

年衰え歳暮れて成功無きことを悼んで將に西のかた肥饒の野に田牧し生産を殖し、孝道を修め、宗廟を営み祭祀を
広め、然る後に門を闔して道徳を講習し、孔老の論を觀覽し、松喬の福を庶幾う。

彼は故郷の田畑を「妻子を率いて耕耘し」その生産物をもって、親を奉養しかつ祖先をまつる。農耕の余暇に友人と道徳を講論学習し、孔子老子の書に親しみ、また赤松子や王子喬ら神仙の寿福を冀求する。「頭志賦」を読んでまず感じるのは、その表現形式が『楚辞』の「離騷」「九章」「遠遊」等に範をとつてゐることであるが、内容の点で言へば、老荘や神仙思想への傾倒が見られることである。試みにその典型的な箇処をあげる。

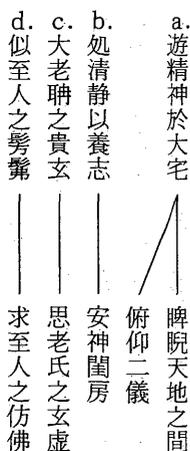
(イ) 精神を大宅に遊ばせ、玄妙の常操を抗げ、清静に処りて以て志を養うは、実に吾が心の樂う所なり。

(ロ) 古今を誦して以て思いを散じ、聖賢を覽て以て自ら鎮くし、孔丘の命を知るを嘉みし、老聃の玄を貴びしを大なりとす。儒と道と其れ孰れか宝とせん。名と身と其れ孰れか親しからん。

(ハ) 夫の莊周の魚を釣るや、卿相の頭位を辞す。於陵子の園に灌ぐや至人の髣髴たるに似たり。
さらに注目すべきは、これらの箇処がいかに仲長統の「楽志論」中の語と類似しているかということである。

〔頭志賦〕

〔楽志論〕



特にdに見える「至人之髣髴」の語はその類似が単なる偶然でないことを明証する。言うまでもなく「至人」は莊子思想のキーワードであって、世俗的価値から自由無碍なる生き方の体现者を指し示す。馮・仲いづれも至人への接近を冀求している。以上の例以外にも、馮衍が『老子』四十四章をふまえて「名与身其孰親」と言う処と、仲長統が「名不常存、人生易滅」と世俗的名声への不信を表明しているのと軌を一にしている。仲長統が馮衍の影響を受けていることは否定すべくもないだろう。けれども仲長統には彼なりの展開がある。たとえば馮衍では、於陵子が楚王の招聘をけつて彼の妻ともども人の為に灌園した、その世俗的富貴への訣別の行動こそが至人のそれとして評価されているのに対して、仲長統では、陰陽の調和した清和の気を呼吸して至人の境地に至ることが希求されていて、養生術の実践への関心が強いということである。たしかに馮衍の「顯志賦」にも「六醴の清液を飲み、五芝の茂英を食い」云云のような養生術を思わせる言葉がないわけではないが、それらはあくまでも文学的表現としての意味しかもっていない。

馮衍の「顯志賦」のもう一つの特色は、彼の「退而幽居」が政治的挫折の結末であって、田園生活それ自体に積極的な意味での楽しみは見出されていないことである。この点は前述の梁竦の場合と同じである。「顯志賦」に「六枳を攄たてて籬まがきと為し、蕙若を築いて室と為し、蘭芷を中庭に播し、杜衡を外の術みちに列ぬ」とうたうが、これは勿論『楚辞』と同じく、自らの節操が仁義によって衆俗にぬきん出ていることの比喩的表現であって全くの虚構であり、実際の農事は賦中に述べられていない。妻の弟任武達に与えた書簡（『後漢書』馮衍伝の注に引用）によれば、馮の家には一婢以外に「它使無く」、二子は常に奴婢のごとく家事労働に従事せざるをえないと書いており、馮衍にとって農事は悲惨なものとしか意識されていない。

『文選』李善注によれば張衡（七八—一三九）は「仕えて志を得ず」故郷の南陽郡西鄂県の田園に帰ることを願ひ「帰田賦」を作ったという。また賦中にも「都邑（洛陽）に遊んで以て永久ひしけれども明略の以て時を佐くるなし」と述べていて、これからも彼が晩年宦官の讒蔽にあい政事を言うことができず退隱を決意したことがうかがえる。孫文青の張衡年譜では、順帝の永和三（一三三）年に「帰田賦」は作られたとする。時に張衡六一歳、その卒する前年で

ある。

「帰田賦」において、彼はまず田園の景物を次のように詠う。

是に於て仲春の令き月、時和し氣清み、原隰は鬱茂し百草滋榮す。王雎は翼を鼓し、倉庚は哀鳴す。頸を交えて頤
頤し、関関嚶嚶たり。焉に於て逍遙し、聊か以て情を娛しましむ。爾乃、龍のごとく方沢に吟じ、虎のごとく山丘
に嘯く。仰いでは織織を飛ばし、俯しては長流に釣る。矢に触れては斃れ、餌を食つては鉤を呑む。雲間の逸禽を
落とし淵に沈む鮒鱈を懸く。時に暈暈景を俄け、係ぐに望舒を以てす。般遊の至樂を極め、日夕と雖も劬るを忘る。
全体に官界から自由となつた解放感が漲つている。日々の般遊が至樂とされ、田園生活がここでは讚美の対象となつ
ている。こうした田園生活の描写は従来になつたのでなからうか。ところで留意すべきは、ここで至樂とされてい
ることがらは具体的には田園の遊樂であり、方沢山丘での釣魚狩猟である。農耕生活は至樂の対象として表現されて
いない。張衡はこの釣魚狩猟の楽しみに對して、「老氏の遺誡」すなわち「馳騁田獵は人の心をして狂を發せしむ」
(第一章)を心に銘じ自らそれに耽溺することを反省し、「將に駕を蓬廬に廻えさんとす」つまり田園における精
神的な生活にこそ眞の意義があるとす。

五絃の妙旨を弾じ周孔の図書を詠じ、翰墨を揮つて以て藻を奮い、三皇の軌模を陳べ、苟も心を物外に縦にすれば、
安んぞ榮辱の如く所を知らんや。

舜の作つた五絃の琴を弾き南風の歌をうたいかくして古聖の遺風を慕い、また周公孔子の書を読み筆を揮つて文章を
作り、三皇の法度を述べる。つまりここでは、音楽と讀書・著述が田園における精神的生活の具体的内実とされる。
張衡にとつて儒教倫理は田園生活においてもその精神的支柱であることに變りはないが、心を世外に解放しているの
だから世俗的榮辱の埒外にあるのだと、精神的自由が強調されている。

「樂志論」で「遊鯉を釣り」、「高鴻を弋し」という処、「南風の雅操を弾じ、清商の妙曲を発」して音楽に興ずる
処、いずれも張衡の釣魚弋射、五絃の妙旨を弾ずる田園での趣味生活に對應する。また「一世の上に逍遙し天地の間
を睥睨し、當時の責を受けず」というのと「心を物外に縦にすれば、安んぞ榮辱の如く所を知らんや」とうたうのは、
ともに世俗的価値を超越した自由なる精神を表現する点で軌を一にしてしている。直接的な影響關係はともかくとして、

両者は明らかに田園生活を逃避の場としてでなく、その生活自体に快楽を発見している点で同一の精神的系脈に括れるのではなからうか。

けれども又張衡と仲長統には顕著な差異が存する。一つは、張衡には仲長統の「楽志論」前段にみられる農園経営そのものを具体的に語り、そこに楽しみを見出すところは見当らない。もう一つの違いは、張衡では田園での精神的生活が心を世外に遊ばす自由を目指すのであつても、その読書著述の対象は儒家の説く聖賢の軌度であり儒教倫理からの超脱もしくは老荘か神仙思想への傾倒は少なくとも「帰田賦」では見当らないということである。

むすびにかえて

「楽志論」を通して、仲長統の農園構想とその思想的特色を考えてきた。具体的には、第一節で、「楽志論」の内容を二段に分けて、前段について、そこで述べられている農園経営の生産的基盤の部分を崔寔の『四民月令』を参考にしながら検討してきた。後段については、生産的基盤にささえられた農園での精神的生活を述べた箇所を見、その生活が老荘思想と養生術によって支えられていることを確めた。

第二節では、「楽志論」の前段の農園構想が現実の漢代社会の中でどう位置づけられるかを、樊重の例にみる豪族の莊園経営、また漢簡等にもみる当時の自耕農民の実態から考えた。つまり、仲長統の構想する農園は、現実に存在するとすれば、それは数頃規模のもので、豪族と自耕農民との中間に位置づけられるということである。さらに仲長統が豪族の強大化とその奢侈生活によって社会に混乱を生じていることを激しく批判していること、その豪族強大化の裏に自耕農民の没落を見、井田制の復活を主張していることを検討した。ところが、彼の農園構想とその豪族批判及び井田制の主張の間には自己矛盾がある。つまり仲長統の農園経営と豪族の莊園経営には本質的な違いはなく、規模の差しかない。従つて現実には仲長統の農園が存在した場合、その農園が理想的経営を追求すれば限りなく彼が批判する豪族の莊園経営に接近してくる。彼の説く農園と豪族の莊園との境界はどうなのか、明確でない。さらにもう一つの自己矛盾は、井田制が齊民全てに適用される土地公有制だとすれば、それを実施するためには、当然私人の土地所

有の制限をとまらう。現に彼は井田制実施に際して豪族の土地所有を制限すべしと主張している。だとすれば、彼の構想する農園の耕作地はどのようにして確保できるのか。この問題について、ここで結論を出すだけの余裕がないので、別の機会を待ちたい。ただ、言うまでもないことであるが、彼が「樂志論」を著したのは二十代後半だと考えられること、豪族批判と井田制の主張は尚書郎になった後のものであること、従って時間的差異がある。さらに私的な立場と公的な立場の論点のズレも考慮すべきであろう。また彼が井田制を所有者のない荒田のみに採用すると考えていたとすれば、彼は現実にはたいして妥協的に処していたことになる。

第三節では、「樂志論」の後段の箇処、すなわち農園での精神的生活を述べた箇処が、仲長統のみに見られる発想でないことを指摘した。戦乱と社会混乱がうち続く後漢時代においては、現実政治及び官界から退隱する「帰田幽居」の行動が知識人の処世方法の一典型として一貫して存在していた。「樂志論」後段の発想には先蹤があり、その精神的系脈から「樂志論」は生み出されたとも考えられる。「樂志論」の先蹤の例として馮衍の「顯志賦」と張衡の「歸田賦」をとりあげ、その田園の帰居生活はどのような思想によって支えられているか、又田園生活は具体的にどう構想されているかに主眼をおいてその内容を検討し、その上で「樂志論」と両者とを比較し、それぞれの特色を明らかにした。

仲長統は「樂志論」と同時に作った「其の志を見ず」詩のその二で次のように言う。

大道夷なりと雖も、幾を見る者寡し。

意に任じて非無く、物に適いて可無し。

古来繞繞として、委曲瑣の如し。

百慮何為れぞ、至要は我に在り。

仲長統自ら宣言しているごとく、「樂志論」にしても、その「見志詩」にしても、要は「我」がいかに逍遙自在を得るかということであろう。「樂志論」に即して言えば、前段において、その農園構想が目指したのは、経済的自立である。他から何物も仮ること無く、農園内で物質的に自足しうることへの希求、それは実は後漢の知識人のみならず、六朝末期の顔之推においても明らかに見出しうる。

生民の本、当に稼穡して食らい桑麻して以て衣るべきことを要す。蔬果の畜は園場の産する所、鶏豚の善は埤園の生ずる所なり。爰に棟宇、器械、樵蘇、脂燭に及ぶまで種殖の物に非ざること莫き也。能く其の業を守る者に至つては、門を閉して生を為すの具以て足れり。〔顔氏家訓〕治家篇五)

仲長統はこうした中世の中国の知識人通用の希求に表現を与えたという点で独自であろう。「楽志論」の後段に述べらる農園での精神的な生活が真に充実するには経済的自立が前提であろう。「見志詩」その二の中で、仲長統は、
愁を天上に寄せ、憂を地下に埋めん。

五経を叛散して風雅を滅弁せん。

百家雜碎にして請う用って火に従わんことを。

とうそぶくが、これは虚無のはての諦観からである。儒教も諸子百家（この中には老荘も含まれる）も既成の一切のイデオログの拘束を脱した精神的自立への希求が、これらの激しい詩句の裏に存在する。仲長統の希求する精神的自立の人格概念が莊子のいわゆる「至人」に他ならない。「見志詩」その一に「至人能変、達者拔俗」という。至人とは、『莊子』逍遙篇によれば「天地の正みよに乗りて、六氣むくの弁ま（変）を御し、以て窮り無きに遊ぶ者」とある。達生篇では、至人は己れの体内にある純氣を保持する（純氣之守）者である。仲長統が「呼吸清和」して至人の彷彿たるを求めるのはまさかにかかる『莊子』（郭象本という外篇）にみられる後期道家の養生思想によつて捉えられた至人である。観念的に希求されるのではなく、養生術という習練—プラクティカルな実践によつて到達がはかられる至人が表明されている。我々はここに仲長統の思想的特色の一つを見出しうるのではないか。それはまた後漢における莊子思想の受容の顕著な一実例とも言える。

〔注〕

①日本で主なのは、鈴木茂「仲長統の歴史的批判主義について」〔『東洋の文化と社会』七〕

中島千秋「仲長統」〔『中国の思想家』上、勁草書房〕

神楽岡昌俊「仲長統の思想」〔『懐徳』三七〕金谷治「後漢末の思想家たち」〔『福井博士頌寿記念東洋文化論集』〕

串田久治「仲長統の思想」(『懷徳』四八) 内山俊彦「仲長統―後漢末一知識人の思想と行動―」(『日本中国学会報』八二)

中国では、劉邦富「試論仲長統的天人觀」 葛榮晋「仲長統思想研究」(いずれも『中国哲学史研究集刊』二、上海人民出版社)

劉邦富「仲長統」(『中国古代著名哲学家評伝』続編一、齊魯書社)

②西嶋定生先生「秦漢時代の農学」(『古代史講座』8、古代の土地制度) 学生社所収の「『四民月令』とその背景」を参照されたい。

③農園生活の一環として養生術がとりあげられているのは、仲長統独特の構想の面もあるが、同時に農事歳事記の伝統でもある。『四民月令』でも五月の条に「是の月か、陰陽争い血氣散ず。日至に先後するの各の五日、寝外内を別つ。」「寝別外内」すなわち夫婦の寝所を別にして房事を禁忌することは、二月春雷の頃、十一月冬至の条にも記されている。『礼記』月令の中夏の条に「是の月や日長きこと至まり、陰陽争い死生分る。君子齋戒し、処るに必ず身を掩して躁くこと母れ」とある。「安神闈房」の語は、こう見てくると、「楽志論」における月令的要素の影響を示すものと考えられる。

④因みにその表を転載する。

| 戸主 | 労働力 | 全人口 | 占地数 |
|-----|-----|-----|-----|
| 勝 | 3人 | 5人 | 54畝 |
| 聖 | 1人 | 1人 | 8畝 |
| 越人 | 3人 | 6人 | 30畝 |
| 小奴 | 2人 | 3人 | 30畝 |
| 口奴 | 4人 | 7人 | 23畝 |
| 公土田 | 3人 | 6人 | 21畝 |
| 村致 | 4人 | 6人 | 32畝 |
| 不辛 | 4人 | 7人 | 37畝 |
| 黥出 | 2人 | 4人 | 12畝 |
| 野 | 4人 | 8人 | 15畝 |
| 定西 | 4人 | 4人 | 30畝 |
| 立 | 2人 | 6人 | 23畝 |
| 虜 | 2人 | 4人 | 20畝 |
| 口 | 2人 | 3人 | 20畝 |
| 索輪 | 2人 | 3人 | 20畝 |
| 青啓 | 3人 | 7人 | 27畝 |
| 口治 | 2人 | 2人 | 16畝 |
| 得 | 1人 | 3人 | 10畝 |
| 口 | 3人 | ? | 40畝 |

⑤以上の推計は朱紹侯『秦漢土地制度与階級關係』(中州古籍出版社 一九八五)二四〇―二四五ページに基づく。犀浦出土の東漢殘碑については『文物』一九七四年四期に掲載されている謝雁翔の論文を参照されたい。

⑥西嶋定生『秦漢帝國』(中国の歴史2、講談社 昭和四九) 図版九八およびその解説を参照。

⑦尚後被水旱之災、急政暴虐、賦劍不時、朝令而暮改、当具有者半買而売、亡者取倍称之息。於是有売田宅、鬻子孫以償責者矣。

⑧ 豪族に依付した存在となると独立した戸主ではなくなるので戸籍未登録となり国家の租税・徭役から免がれることができた。かかる存在を「浮客」と称した。杜佑は「公税を避けて、豪強に依りて佃客と作るを謂う也」（『通典』巻七「食貨七」）と解している。これが農民の豪族への服従を助長した。

⑨ 前掲西嶋書二一六ページ参照。

⑩ 前掲朱紹侯の書では田一頃―二頃をもって中小地主階級だと見ている。（二四四―二四五ページ）。

⑪ 中島千秋『賦の成立と展開』（関洋紙店印刷所 昭和三八）四八〇ページ参照。同書からは、馮衍・張衡の賦の理解に当って多大な示唆を受けた。

⑫ 達生篇に後期道家の養生思想を読み取るのは、森三樹三郎『莊子』（中央公論社）の解説を参照されたい。仲長統の莊子受容における経済的基礎との結び付きについては、田中麻紗巳「後漢の道家思想」（『兩漢思想の研究』研文出版 一九八六）に啓発されるところが大きい。